

# 松田町議会基本条例

## 松田町議会が目指すもの

松田町議会（以下「議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の下、松田町民（以下「町民」という。）による直接選挙で選出された議員（以下「議員」という。）によって構成される。

議会は、二元代表制の片翼を担う機関であり町民福祉の向上を目指すため、町長その他執行機関（以下「町長等」という。）を監視・評価し政策提言を行い、町民参加を保障し、議員個々の資質の向上を図っていかなければならない。

また、町長等との持続的な緊張関係を保ち、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼のもてる議会活動を進めるために、この条例を制定する。

### （目的）

**第1条** この条例は、「開かれた議会」、「行動する議会」を基本に議会及び議員活動の活発化を目指し、議会運営や議会・議員の活動内容の明確化を図ることを目的とする。

#### 第1条解説

議会が町民の代表機関であることを自覚し、町民に開かれた議会を推進することを目的としています。

### （最高規範）

**第2条** この条例は、議会運営における最高規範であり、議会の条例・規程等を設置する場合は、この条例を遵守しなければならない。

#### 第2条解説

議会運営上の最高規範として位置付けています。

### （議会の責務）

**第3条** 議会は、議決機関として町長から提出される予算・決算・政策の監視と評価を行う責務があることを自覚し、日々の調査研究を通じて政策立案・提言を行うものとする。

#### 第3条解説

議会は、この条例に基づき制定された条例・規則等を遵守し議会運営を行い、町民の代表としての責任を果たすことを規定しています。

## (議会の活動)

**第4条 議会は、透明性・公平性を基とし、町民に常に開かれた議会を目指し、  
町民参加と町民からの意見・提言を受けるため、議会報告会・意見交換会等  
を行い、広報広聴活動を重視するものとする。**

### 第4条解説

議会が言論の府、自由討議の場であり、町民にわかり易いものとするため、  
会議規則等を継続的に見直します。

- (1) 議会だよりに「議案審議結果一覧」を掲載する。(平成21年5月15日発行の議会だよりNO.174より実施)
- (2) 町民の意見等を議会運営に反映させるための意見交換会(平成23年11月より実施)
- (3) 本会議議事録の公開(平成26年5月15日より実施)
- (4) 政務活動費の公表(平成26年11月15日発行の議会だよりNO.196より実施)
- (5) 議長・副議長の立候補制と公開の場においての所信表明(平成27年10月臨時議会より実施)
- (6) 議会での重要課題について、審議内容を明らかにするための議会報告会(平成28年6月より実施)
- (7) 本会議の一般質問等の録画放映(平成29年度予算計上)

## (議会の議決事項)

**第5条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事項については、町政における重要な計画等に議会としての参画と責任を果たすために、次のとおり定める。**

- (1) 総合計画基本構想、基本計画
- (2) その他議会が議決を必要と判断した事項

### 第5条解説

議会の議決すべき事項は、地方自治法第96条第1項に15項目定められています。平成23年の地方自治法の改正により基本構想の議決事項が廃止されました。しかし、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画であるため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、この条例で議決事項として追加しています。

### (議員の活動)

第6条 議員は、議会が言論の府であり合意形成の場であるため、議員間討議を重視し常に研鑽に努め、自由意思を重んじ政策の提起をできるよう、心がけなければならない。

#### 第6条解説

議員は常に研鑽を行い政策立案能力を高め、議員間討議や町民との意見交換会や議会報告会、日常に寄せられた意見を政策に反映するために努めなければならない規定をしています。

- (1) 議決を伴う審議会には議員は参加しない。 (平成23年4月より実施)

### (議会と町民との関係)

第7条 議会は、議員活動・審議内容等、常に町民に明らかにするため、報道機関・情報伝達等を活用し、町民に対する説明責任を負うものとする。

#### 第7条解説

議会は、情報公開と町民に説明責任を果たすため、議会だより・ホームページ・報道機関等を活用して、町民に対しの説明責任を明確化しています。

### (陳情・請願権の保障)

第8条 町民等からの陳情・請願権を保障し、参考人として議会の本会議・委員会等において、その趣旨を聴取する機会を設けることができる。

#### 第8条解説

請願や陳情の審議等に際して、議会は請願や陳情の提出者の意見を、必要に応じて聴取することができることを規定しています。

- (1) 陳情・請願者の参考人出席(平成26年6月議会より実施)

### (議会と町長等との関係)

第9条 議会の本会議・委員会等での町長等との質疑については、論点を明確化し議会の監視機能強化と、政策・提言の向上に努めなければならない。

#### 第9条解説

議員と町長等の質疑応答は、論点を明確にして質の高い議論を行い、議決機関として監視機能を強化し、政策・提言の向上を目指すことを規定してい

ます。

町長等は、議長の許可を受け議員の質問に対して、論点を明確化するために「反問権」の行使ができます。

(1) 町長等に反問権を付与する。(平成21年3月議会より実施)

#### (災害時の対応)

**第10条** 議員は、災害が発生した場合、議会機能を維持し迅速な対応をとり、町民の生命と財産を守るために、町長等及び町民とともに災害時の活動に努めなければならない。

#### 第10条解説

災害時の議員の役割を規定していきます。

#### (見直し手続)

**第11条** 議会は、この条例の改正が必要になった場合、必要な措置を講じなければならない。

#### 第11条解説

法改正、社会情勢の変化及び議会議員選挙ごとに検証し、必要に応じて見直しを行うことを規定しています。

### 附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。